

要支援 1・要支援 2 と認定された方へのお知らせ



介護予防、生活機能の維持向上を目的とした「介護予防サービス」・「介護予防・生活支援サービス」を利用できます。

少しでも自分でできることが増えるようサービスを選びましょう。

サービスの利用には、浅口市指定介護予防支援事業所と契約しケアプランの作成を依頼します。

まずは下記のいずれかの事業所に連絡・相談してください。

(令和6年 12月16日現在)

指定介護予防支援事業所名	電話番号	住所
浅口市地域包括支援センター	(0865)44-7388	鴨方町鴨方2244-26
ニューエルダー居宅介護支援事業所	(086)526-6111	倉敷市玉島1333-1
居宅介護支援事業所フォルテ	(086)436-6317	倉敷市玉島道越1154-1
新倉お年寄り相談室	(086)525-5001	倉敷市玉島1719
富田居宅介護支援センター	(086)522-7770	倉敷市玉島道口97-1
ケアプラン浅口	050-1720-6529	鴨方町六条院東 3476-4-102